

多久市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市規則第 1 5 号

多久市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

多久市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和 4 年多久市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 7 条第 1 項第 1 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同項第 2 号中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同項第 3 号中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同項第 4 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同項第 6 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。